平成２６年3月

青色防犯パトロールに関する
申請ガイドブック

みんなで作ろう！
安全安心なまち！



宮城県警察本部生活安全企画課

青色防犯パトロールで安全安心なまちづくり！

青色防犯パトロールとは、青色回転灯を装着した自動車を活用して自分達の住む地域などのパトロールを行う、自主防犯活動のことを言います。

防犯パトロールと言えば「徒歩」による防犯パトロールが基本ですが、機動性の高い自動車を活用したパトロールを行う事も効果的な防犯活動の一つです。

自動車による青色防犯パトロールを行うメリットとして、次のようなものが挙げられます。

○ 青色回転灯は視認性が高いため、犯罪抑止効果が期待できる
○ 地域住民に安心感や注意喚起を与えることが出来る
○ 夜間や悪天候などにも影響されずにパトロールを行うことが出来る
○ 少ない人数で広範囲にわたってパトロールを行うことが出来る

とある、警察にご用となったドロボウの話によると、



地域住民によるパトロールが活発に行われていたり、積極的に声をかけてくるような地域では犯行をあきらめる
（見つかって捕まるリスクが高いため）

との事ですから、有効な防犯活動であると言えます。

このような青色防犯パトロールですが、始めるに当たっては事前に警察に対する申請を行う必要があります。

このガイドブックでは、皆さんが青色防犯パトロールを新たに始めるときに必要な手続だけでなく、始めた後に必要となってくる手続も載せていますので、これを手元に保管し、適正な青色防犯パトロールが行われるようにしましょう。

目　　次



第１　証明申請の手続

　新たに青色防犯パトロールを開始する場合には、事前に警察に申請を行う必要があります。

　市区町村、地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人、防犯ボランティア団体等が自主防犯活動として新たに青色防犯パトロールを行おうとする場合は、活動を始める前に、警察から青色防犯パトロールを適正に行うことができる団体である旨の証明を受けなければなりません。もし、警察からの証明を受けないまま自動車に青色回転灯を付けた場合、道路運送車両法上における不正改造等の禁止違反に当たります。

　このため、新たに青色防犯パトロールを開始する場合には、警察に対し必要な証明を受けるための「証明申請」を行うこととなります。

１　団体の要件

　証明申請に当たっては、これから青色防犯パトロールを行おうとする団体について、次の①～④のいずれにも適合していることが必要です。

①　団体が下記のいずれかの区分に該当していること

１　県又は市区町村
２　都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体
３　都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
４　地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人
５　地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法第１０条第１項の法人
６　地方自治法第２６０条の２第１項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体
７　上記１～６のいずれかから防犯活動の委託を受けた者

②　継続性が見込まれること

自主防犯パトロール活動の実績や活動計画に照らし、継続的な自主防犯パト

ロールの実施が見込まれること。
※　最低でも、週１回以上青色防犯パトロールを実施していただく事が必要です。

③　適切な対応が出来ると認められること

青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施している時に予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。

④　活動が適正に行われると認められること

自主防犯パトロールが下記の事項に反しない方法で実施されると認められること。

1　青色回転灯は自動車の屋根に１個又は１体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して使用すること。
2　自主防犯パトロール中以外では青色回転灯は点灯させないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）
3　自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
4　使用する青色回転灯はその光源が点滅するものでなく回転式の構造であること。
5　青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
6　青色回転灯を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。
7　警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）

2　証明申請に必要な書類

証明申請に必要な書類は下記のとおりです。

1　証明申請書（別記様式第１号）

2　団体・青色防犯パトロールの概要（別記様式第２号）
「団体の規約」「会員名簿」「パトロール計画書」がある場合は添付して下さい。

3　青色防犯パトロール実施者名簿（別記様式第３号）
「青色防犯パトロール講習受講年月日」を必ず記入して下さい。

4　誓約書（別記様式第４号）

5　青色回転灯を装備する自動車の自動車検査証の写し
他の団体等から自動車を借り受けてパトロールを実施する場合には、当該自動車についての「使用承諾書」を添付して下さい。
ただし、申請団体の構成員名義の車両を申請団体が借り受けて使用する場合には、使用承諾書は必要ありません。（例：「○○パトロール隊」の青色防犯パトロールに、同隊の隊員である△△名義の車両を使用する場合）

6　青色回転灯の取付け位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真
予定している自動車に青色回転灯を取り付けている状況を撮影した写真又は同状況が分かる図面を添付して下さい。

7　取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料
取り付ける青色回転灯に関する取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しを添付して下さい。

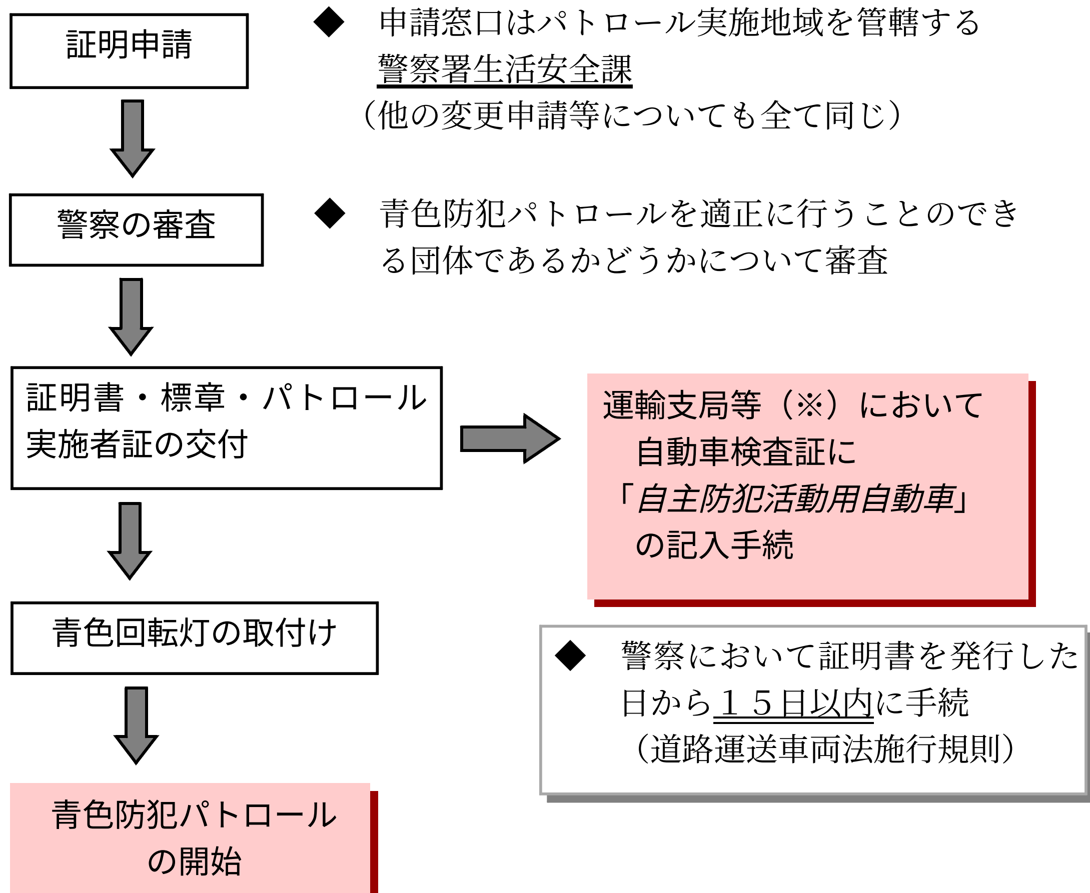
8　団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について大きさや形状がわかる資料
団体名称等の表示を取り付けている状況を撮影した写真又は、同状況（表示内容、大きさ）が分かる図面を添付して下さい。

9　委嘱関係が分かる資料
団体区分が「都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長

から防犯活動の委嘱を受けた団体」「都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体」の場合には、委嘱関係が分かる資料（委嘱状、条例文など）を添付して下さい。

3　申請の流れ（フローチャート）

証明申請の流れは下記のとおりです。



※　運輸支局等の窓口

◆　普通車
　東北運輸局宮城運輸支局
　　住　所：　仙台市宮城野区扇町３丁目３番１５号
　　連絡先：　０２２－２３５－２５１３
　　ＦＡＸ：　０２２－２３５－９７８９

◆　軽自動車
　軽自動車検査協会宮城主管事務所
　　住　所：　仙台市宮城野区苦竹４丁目２番２０号
　　連絡先：　０２２－２８４－１３６８
　　ＦＡＸ：　０２２－２３８－９８４０

第２　再交付申請の手続

警察から交付を受けた証明書、標章、パトロール実施者証を紛失したときは、警察に再交付してもらう必要があります。

警察は、証明申請を行った団体について青色防犯パトロールを適正に行う事ができる団体であると認めた場合、その団体に対し、証明書、標章、パトロール実施者証が交付されます。これらを紛失したり、破損させてしまったときは、申請した警察書で「再交付申請」を行い、再交付を受けなければなりません。

◆　証明書

青色防犯パトロールを適正に行う事ができる団体として警察本部長が証明するもの

◆　標　章

申出を受けた車両が青色回転灯を装着できる車両であり、かつ、点灯させて自主防犯パトロール中であることを表示するもの

◆　パトロール実施者証

青色回転灯を装着した車両による自主防犯パトロールを実施する者であることを証明するもの

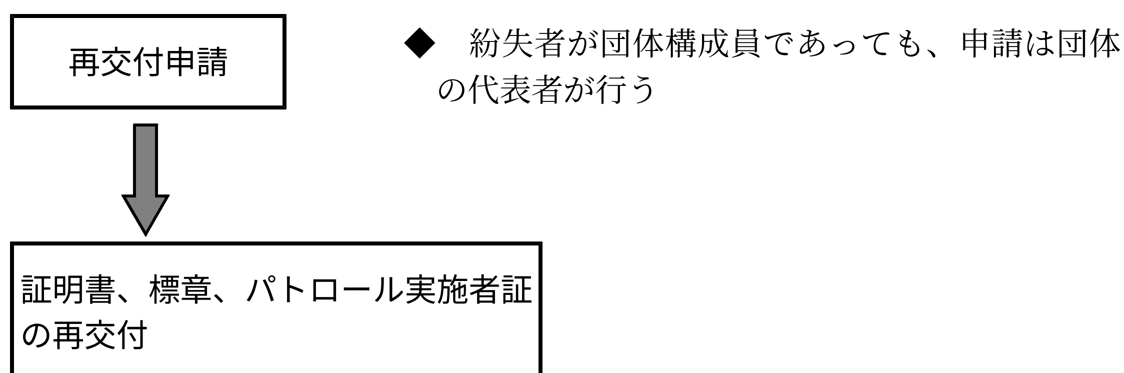
1　再交付申請に必要な書類

再交付申請に必要な書類は下記のとおりです。

再交付申請書（別記様式第８号）

2　申請の流れ（フローチャート）

再交付申請の流れは下記のとおりです。



◆　紛失や破損させてしまった経緯等について、警察署担当者からご確認します。その際、紛失に係る経緯等が分かる報告書や顛末書を求める場合があります。

◆　紛失者は、警察署又は交番・駐在所において「遺失届」の手続をお願いします。

◆　き損又は汚損した証明書、標章、パトロール実施者証は、再交付申請時に警察へ返納して下さい。

第３　証明書記載事項変更申請の手続

　団体の名称や代表者の変更、パトロールに使用する自動車の変更等がある場合には、証明書記載事項変更申請を行う必要があります。

　警察から交付された証明書に記載されている事項に変更があるときは、「証明書記載事項変更申請」を行う必要があります。

１　申請が必要となる事由

　下記の変更事由があるときは、証明書記載事項変更申請が必要となります。

１　団体の名称、所在地の変更
２　代表者の住所、氏名の変更
３　使用車両の変更
- 車種の変更
- パトロール使用車両の追加又は削減

４　パトロール実施地域の拡大又は縮小

2　証明書記載事項変更申請に必要な書類

証明書記載事項変更申請に必要な書類は、変更事由によって異なります。

①　団体の名称、所在地の変更

1　証明書記載事項変更申請（別記様式第９号）
2　団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状がわかる資料（団体名称変更のみ）
3　証明書の原本
4　標章（使用車両全台分）

②　代表者の住所、氏名の変更

1　証明書記載事項変更申請（別記様式第９号）
2　誓約書（別記様式痔４号）　～　新たに代表者となる者が作成
3　証明書の原本

③　使用車両の変更

1　証明書記載事項変更申請(別記様式第９号)
2　新たに青色回転灯を装備する自動車の自動車検査証の写し
3　青色回転灯の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真
4　取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料等
5　団体の名称及び自主防犯パトロール中であるとの表示について、大きさや形状が分かる資料
6　証明書の原本
7　標章（削減する車両のもの）

※　パトロールに使用する車両を削減するだけ（追加する車両なし）の場合は２、３、４は不要です。

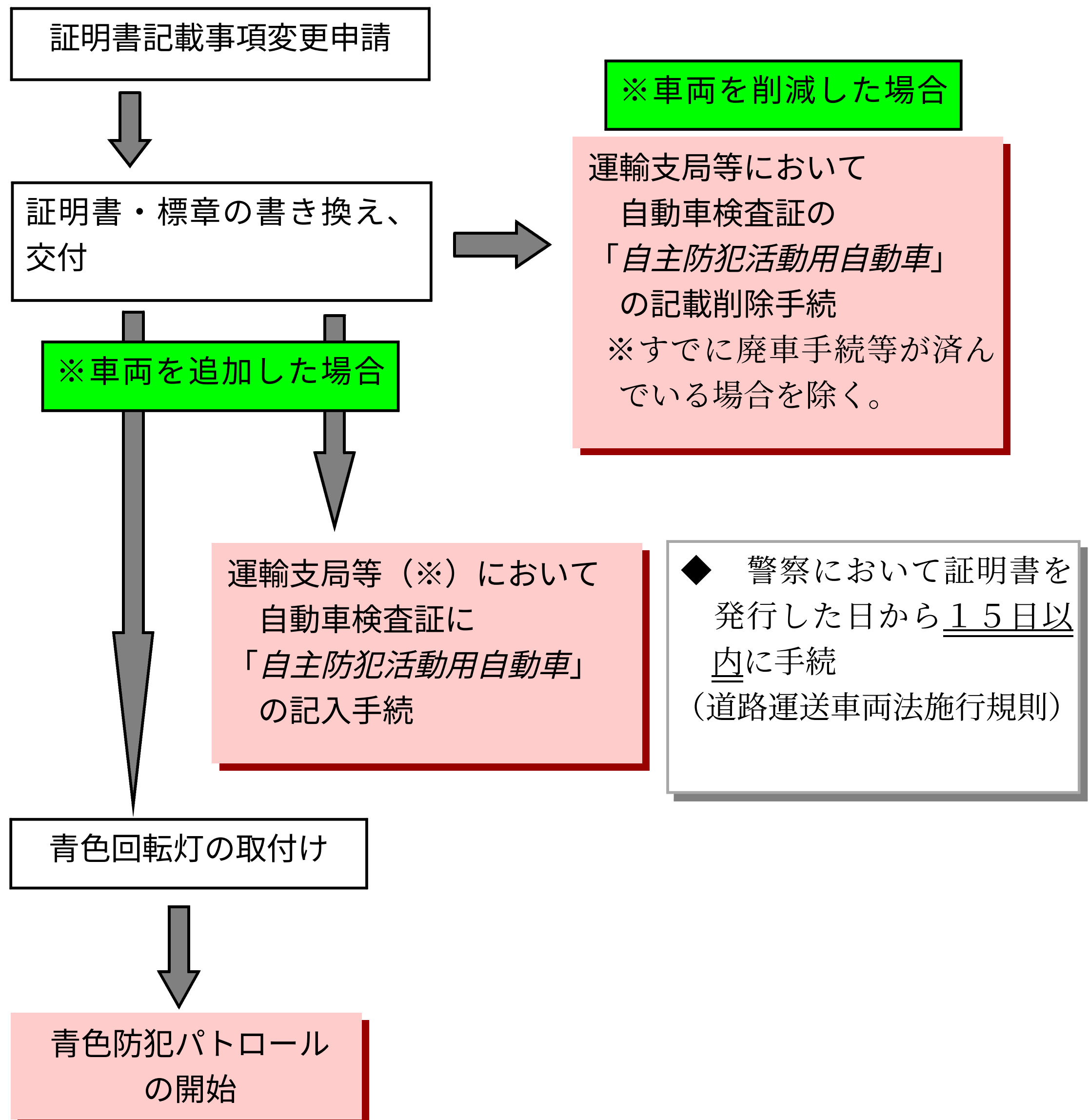
④　パトロール実施地域の拡大又は縮小

1　証明書記載事項変更申請(別記様式第９号)
2　パトロール実施地域の見取図（新たに拡大した地域又は縮小した地域が分

かるように表示すること）
3　証明書の原本
4　標章（使用車両全台分）

3　申請の流れ（フローチャート）

証明書記載事項変更申請の流れは下記のとおりです。



第４　パトロール実施者変更申請の手続

　パトロール実施者に変更がある場合には、パトロール実施者変更申請を行う必要があります。

　パトロール実施者に増減があった場合（新たにパトロールを実施することになる者、パトロールを実施しないこととなる者がある場合）には、パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添えて、「パトロール実施者変更申請」を行う必要があります。

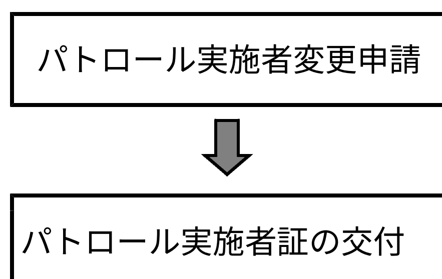
１　パトロール実施者変更申請に必要な書類

　パトロール実施者変更申請に必要な書類は、下記のとおりです。

１　パトロール実施者変更申請書（別記様式第１０号）
２　パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証

２　申請の流れ（フローチャート）

　パトロール実施者変更申請の流れは下記のとおりです。



◆　新たにパトロールを実施することになる者がない場合は、交付はなし。
（申請書類の提出のみで手続完了）

第５　返納届について

団体が青色防犯パトロールを実施しなくなった場合には、証明書・標章・パトロール実施者証を返納しなければなりません。

団体が青色防犯パトロールを実施しなくなった場合には、警察に「返納届」を出すとともに、交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を返納しなければなりません。

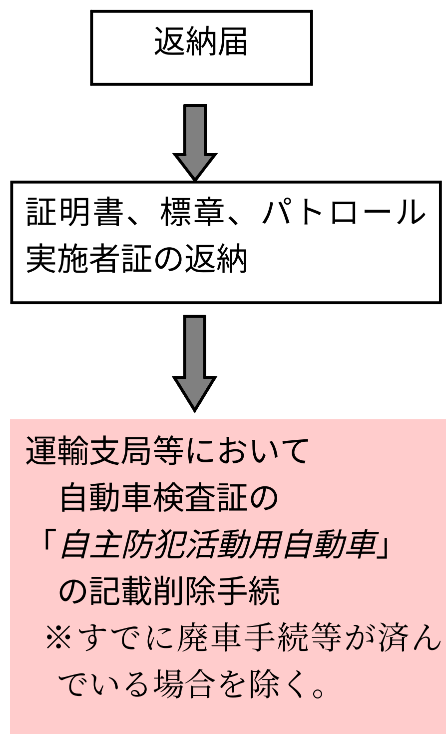
1　返納届に必要な書類

返納届に必要な書類は下記のとおりです。

1　返納届（様式第１２号）
2　交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証

2　手続の流れ（フローチャート）

返納届に伴う手続きの流れは下記のとおりです。



第６　デモンストレーション等運行実施申請について

　自主防犯活動の活性化に寄与する活動として青色回転灯を装着した車両を運行する場合には、手続が必要になります。

　青色回転灯を点灯させた運行については、原則として防犯パトロール実施中に限定されているものです。しかし防犯パトロール以外の目的で、例えば、警察や他団体から要請を受けて「出発式」や「パレード」などで公道を走行する場合や、他の団体に青色防犯パトロールの実施要領を示す場合など、「自主防犯活動の活性化に寄与するもの」として青色回転灯を点灯させて運行する場合には、「デモンストレーション等運行実施申請」を行う事で運行可能となります。

１　「自主防犯活動の活性化に寄与するもの」として認められるケース

　「自主防犯活動の活性化に寄与するもの」と認められる場合としては次のようなケースが考えられ、いずれも事前に警察に対し申請を行えば、青色回転灯を点灯させた運行が可能となります。

◆　デモンストレーション

　自主防犯ボランティア活動を行う団体その他の組織（要請団体）からの要請により、既に証明を受けているパトロール実施地域に関係なく、要請団体に対し、実施要領等を示す活動

◆　合同パトロール

　要請団体からの要請により、既に証明を受けているパトロール実施地域外において、青色回転灯を装備した車両を運用する団体同士が合同でパトロールを実施する活動　　※もともとの実施地域内で行う場合には申請不要

◆　出発式･パレード

　要請団体からの要請により、既に証明を受けているパトロール実施地域に関係なく「出発式」「パレード」を行うことにより、「自主防犯活動の活性化に寄与するもの」と判断される活動

◆　その他

　上記のほか、自主防犯パトロール以外の活動で「自主防犯活動の活性化に寄与するもの」と判断される活動（可否については個別に判断する必要あり）

2　デモンストレーション等運行実施申請に必要な書類

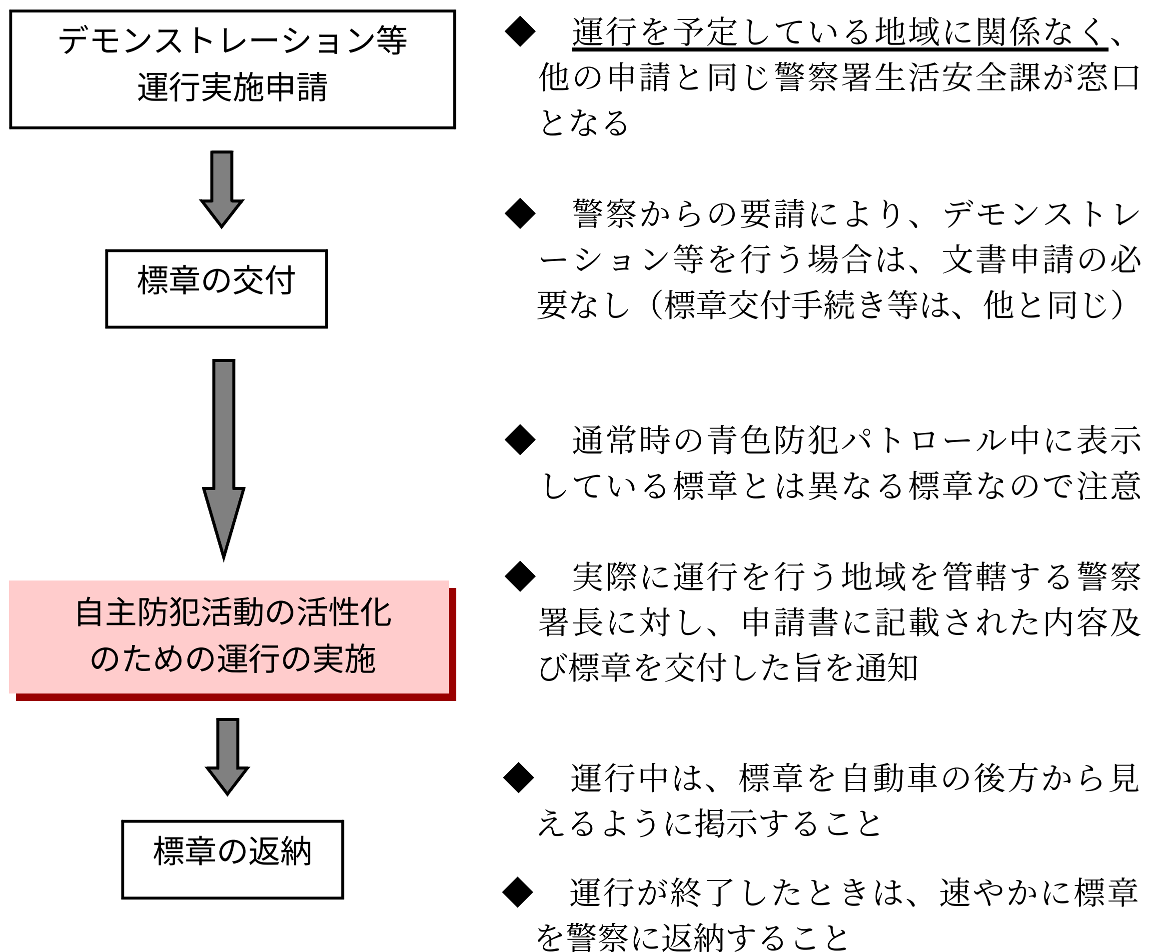
デモンストレーション等運行実施申請に必要な書類は下記のとおりです。

1　デモンストレーション等運行実施申請書（様式第１３号）
2　要請団体からの要請文書
5　運行する範囲、経路が分かる地図など

警察からの要請によりデモンストレーションを行う場合、書類は不要です。

3　手続の流れ（フローチャート）

デモンストレーション等運行実施申請の手続の流れは下記のとおりです。



※　道路使用許可の要否について

デモンストレーション等の運行は、原則として自主防犯パトロール活動と同様の方法により交通上支障が生じない範囲内において行われることとしますが、道路に人が参集するなど、交通上支障が生じるおそれがある場合は、別途「道路使用許可」を必要とする場合がありますので、事前に交通課に相談して下さい。